### レファレンス

563

私学助成問題についての一考察

明治前期における日本の国家間賠償(一)



国立国会図書館調査立法考査局

目 次

本稿の目的および構成

幕末の諸事件

日本が賠償支払国となった事例

堺事件

四 高島炭礦回収問題

パークス英公使遭難事件

大阪オランダ公使館事件

スネル事件

ペイホー号事件その他

長崎事件 ヘーレン事件

米国人医師解雇事件

神戸港税関事件

ヘレン・ブラック号事件

国家間賠償という言葉は一般に、講和に際して戦勝国が獲得する金

しかし歴史的にみるとこの言葉の用法は、

そのよう

銭を連想させる。 に狭く限定されたものではなかった。

が補填した「スネル事件」のような、紛争を政治的に解決するための とえば下関砲撃事件)。しかし一方で、外国武器商人の損害を明治政府 見てみると、たしかに武力紛争のあとに金銭を支払った例はある(た 幕末から日清戦争の前までに、日本が賠償を支払った一五の事例を の

3 賠償の例や、攘夷浪人がイギリス公使館を襲撃した「東禅寺事件」 償の例も、 あと支払われたような、国際違法行為による損害を填補するための賠 日本が賠償の受領国となった場合(八事例)でも、 数多く存在している。 台湾出兵のよう

領土の授受に際し、そこに存在する日本政府の公有財産の対価を賠償 保護する過程で相手国から金銭を受けとった「朝鮮人参没収事件」や、 として受け取った「樺太千島交換条約」の例もある。 武力紛争の結果としての賠償の例がある一方、政府が在外邦人を

藤 信

伊

哉

4

にわたっていた。しかしこれらの事例は大きく分けて、次の四種類

レンス

このように当時、国家間賠償の概念は内容的にみて、きわめて多岐

第二章 日本が賠償受領国となった事例 樺太千島交換条約 台湾出兵

壬午事変

萬里丸事件

オマハ号事件 甲申事変

防穀令事件 (以上本号) 朝鮮人参没収事件

(5)

わち第一章で、日本が賠償の支払国となった一五の事例を紹介し、

本稿の前半(本号掲載)では、具体的諸事例の紹介をおこなう。すな

第四章 第三章 賠償に至らなかった事例(以下次号) 国家間賠償の種類と特徴

今後の課題

6

(五類型) に整理することができる。 ・紛争の政治的解決のための金銭の給付 ・国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填(一・二) • 戦費賠償

・領土等の授受に伴う金銭の給付

例として紹介する(第三章)。そして最後に、これらの事例を五類型に 思われる、マリア・ルス号事件や大津事件など一〇の事例を、 づく第二章で、賠償受領国となった八つの事例をとりあげる。 本稿の後半(次号掲載)ではさらに、賠償には至らなかったが重要と 参考事

よって整理し、かつ各類型の特徴を考察する(第四章)。

1997.12

スネル事件

五

大阪オランダ公使館事件

高島炭礦回収問題

# 明治前期における日本の国家間賠償

伊 藤

信

目 次

第一章 本稿の目的および構成

堺事件 パークス英公使遭難事件 幕末の諸事件 日本が賠償支払国となった事例

> 第二章 長崎事件 ヘーレン事件 日本が賠償受領国となった事例

壬午事変 樺太千島交換条約

台湾出兵

甲申事変 萬里丸事件

防穀令事件(以上本号) 朝鮮人参没収事件 オマハ号事件

今後の課題 国家間賠償の種類と特徴 第三章

賠償に至らなかった事例

(以下次号)

米国人医師解雇事件

ペイホー号事件その他 ヘレン・ブラック号事件

神戸港税関事件

哉

# 序 本稿の目的および構成

「国家間賠償」概念の多義性を示すとともに、その整理をた、国家間賠償の諸事例を紹介することによって、当時の本稿は、明治維新から日清戦争の前までに日本が関係し

試みるものである

諸事例を五つの類型によって整理し、かつ各類型の特徴を 明確にする。そして第四章において、これら多岐にわたる 例を八例(第二章)、賠償には至らなかったものの注意すべ 本が賠償を支払った事例を一五例(第一章)、受けとった事 本が賠償を支払った事例を一五例(第一章)、受けとった事 が、以て、とが多い)の用法は、そのよ 当時の外交文書を検討すれば明かなように、この言葉(普 戦勝国が戦敗国から獲得する金銭」を連想させる。しかし 国家間賠償という言葉は一般に、「戦争の終結に際し、 国家間賠償という言葉は一般に、「戦争の終結に際し、

る外交文書および参考文献を掲げたので、それらを参照さ述べることとする。各事例の詳細については、注に関係すの記述は極力簡潔なものとし、賠償に関係する点に絞ってなお、できるかぎり多数の事例を紹介するため、各事例

考察する。

れたい。

# 第一章 日本が賠償支払国となった事例

## 一 幕末の諸事件

るが、重要なものについてはその大略を紹介することにしい。これらは本稿が対象とする時期からは外れるものであ各藩の責任を追及し、賠償要求にまで至った事件も少くなを襲撃する事件が頻発した。これらのうち、各国が幕府や江戸時代末期、攘夷思想のもと外国人を殺傷し、居留地

## ①ヒュースケン事件

たい。

send)弁理公使は、事件の解決に関して柔軟な姿勢をとっしかし当事国であるアメリカのハリス(Harris, Town-

慰労金および遺族扶助料合計一万ドルの給付をもって満足 すなわち警護担当者の処罰と、幕府による犠牲者 への

しい」との理由から、 の意を示し、それ以上の賠償は「被害者の流血を売るに等 その要求を抛棄している。

②東禅寺事件

が、二度にわたり襲われた事件。

江戸高輪の東禅寺に置かれていたイギリス公使館

十数名の水戸脱藩浪人により行われた。イギリス側に二名 最初の襲撃は一八六一年七月五日(文久元年五月二八日)、

こととなった。 定で、幕府は負傷者に対するものとして一万ドルを支払う の負傷者が出たため、翌年三月一六日(二月一六日)の協

久二年五月二九日)、第二次事件が発生する。 しかし交渉の落着後ほどない一八六二年六月二六日 今度は館 の警 Ť

理公使)の殺害を図ったものであった。 備を担当していた松本藩の一藩士が、 公使(当時は臨時代 しかし事前に警護

の英国海軍兵士に発見され、争闘により二名を殺害したの

遺族扶助料として三〇〇〇ドルの支払を提示した。 に外交団への説明に努め、 ち自刃した。 第二次事件に対して幕府は、 かつイギリスに対して犠牲者の 松本藩の処分を行うととも

・ギリス側はこれに応じず、本国の訓令に基き一万ポンド

④下関砲撃事件

も、そちらとあわせて交渉されることとなった。(も)そのさなかに「生麦事件」が発生したため、本事件の賠償 そのさなかに「生麦事件」が発生したため、 .四万ドル)の償金を求める。その後折衝が開始されたが、

1997.12

した。賠償の名目は、幕府に対する一○万ポンドについて 府は幕府と薩摩藩に、陳謝、犯人の処罰および賠償を要求 麦村にて薩摩藩士がイギリス商人一行を殺傷。 イギリス政

一八六二年九月一四日 (文久二年八月二一日)、

武蔵国生

は「犯罪を放置し、犯人を処罰しなかった責任」であ

ń

び第二次東禅寺事件の賠償金一万ポンドを支払った。 月二四日(文久三年五月九日)要求通り一〇万ポンド、 族の扶助料および負傷者への慰藉料」であった。 薩摩藩に対する二万五○○○ポンドについては「犠牲者遺 幕府はイギリスの強硬な態度に押切られ、一八六三年六

-65-

る(薩英戦争)。その後一一月九日(九月二八日) 他方薩摩藩との交渉は不調に終り、八月一五日(七月二 から翌日にかけて、イギリスと同藩との間で砲戦とな から開か

旦

幕府から借入れて支払った。 リスが薩摩藩のために軍艦購入の斡旋をすることを条件に、 かわって当初の要求通り二万五○○○ポンドを、 れた交渉の結果、交渉を斡旋した佐土原藩主が、 将来イギ 薩摩藩に

藩は攘夷の実践として、関門海峡を通過する米仏蘭の商船 および軍艦に砲撃を加えた。最初に砲撃を受けたのは米国 一八六三年六月二五日(文久三年五月一〇日)以後、長州

および米国旗に対する侮辱に対し賠償を要求する旨、幕府 て砲撃に対する対抗措置をとることに決した。 に申入れた。また同国は英仏蘭の諸国とも協議し、共同し の商船であり、同国弁理公使は商船の被った経済的な損害、

府と四か国代表との間で「下の関取極書」が結ばれたが、 する。一八六四年一〇月二二日(元治元年九月二二日)、幕 攻撃、占領したため、長州藩も方針をあらため休戦が成立 決定をうけ四か国の艦隊が、同地の砲台を数日にわたり

賠償についての規定は次の通りであった。

当な港を開くことで金銭賠償に代える旨を申し出ることが でき、その場合、相手締約国は開港地か金銭かを選択する 支払うとされた(二条)が、幕府は下関またはその他の適 払方法は全額を六分割して五○万ドルづつ、三か月ごとに for Shimonoseki)」、「各国同盟船隊の諸雑費」である。支 諸雑費」を幕府が負担するとし(前文)、続いてその金額 (indemnities)」のほか、「下の関を焼さる償金 (ransom を三〇〇万ドルと定めた (一条)。具体的な名目は「償金 取極書はまず、今回の事件による「貿易の損害と軍隊の

> などで大幅に遅延し、後継の明治政府によって、一八七四などで大幅に遅延し、後継の明治政府によって、一八七四 (明治七)年になってようやく完了した。 なおアメリカは、一八八三 (明治一六) 年に自国の受領 日本側は金銭賠償を選択したが、その支払は幕府の瓦解

分全額(七八万五〇〇〇ドル八七セント)を、 日本に返還し

ている。

(Dupleix) 号の乗組員が、土佐藩兵の発砲を受けた。 元年二月一五日)、堺においてフランス軍艦デュプレクス 明治新政府の樹立後まもない一八六八年三月八日 (明治

ルの支払を土佐藩に命じることを要求した。(B) 陳謝や関係者の処刑に加え、犠牲者遺族の扶助料一五万ド 名負傷者五名を出すに至る。フランス側は新政府に対し、

の契機などに不明な点は多いが、結局フランス側は死者

**--** 66

支払うこととした。 **令する。同藩は一五万ドルを、五万ドルづつ三回にわけて** 新政府はこの要求を全面的に受入れ、土佐藩に支払を命

# 三 パークス英公使遭難事件

公使パークス(Parkes, Harry S.)は京都にて参内の途上、 一八六八年三月二三日(明治元年二月三〇日)、イギリス

た。(ほ)の提供を申し出、「養育料」の提供を申し出、 事件後、公使は日本政府の責任を追及せず、賠償も特に要 り公使はことなきを得たが、その護衛兵一○名が負傷する。 (a) 二名の刺客に襲撃された。警護の後藤象二郎らの奮戦によ 求しなかったが、日本政府はイギリス側の負傷者に対する 、一万四〇〇〇ドルを支払っ

## 高島炭礦回収問題

側は洋銀四〇万ドルを支払い権益を回収した。と両国公使との間で合意が成立したため、翌年一月、 発を規定していたが、実際には炭礦そのものを商会側に担 発に関する契約を結んだ。 イギリスのグラバー商会(Glover & Co.)と高島炭礦の開 ギリス、オランダ両国の公使が乗り出してくるに至った。 ランダ商社との交渉は延引し、ついには外交案件としてイ 賀藩から政府が継承したが、政府はこれを機にこの権益の て弱いものであった。廃藩置県により契約および負債は佐 保として取られていたこともあり、 ]収を決意する。しかし商会から権利を譲り受けていたオ 一八六八年六月三日 その後一八七三(明治六)年一二月二七日に、 (明治元年閏四月一三日)、 契約は、形式的には日英共同開 日本側の立場はきわめ 日本政府 佐賀藩 日本

# 大阪オランダ公使館事件

五

貨を窃取または破壊されたことに対し、 領事兼外交事務官から日本政府に賠償が請求された。それ(第) 員は避難しており、侵入に伴う人的な被害は生じなかった。 府にその補填を求めるというものであった。なお事件当時、 は当時、大阪に置かれていた同国公使館が侵入を受け、 同地は戊辰戦争の戦乱に捲込まれるおそれがあったため館 日本政府はこの請求を受諾し、六二四ドルを支払った。 八六八年八月四日(明治元年六月一六日)、オランダ総 治安責任者たる政

#### 六 スネル事件

した。 ができなかった。 約は成立しておらず、 ダ領事裁判に付せられたが、スネルは、 を売却したとして、前金(一万三〇三二ドル)の引渡を要請 は在神奈川オランダ領事宛通牒を発し、 (Schnell, Edward W.) が旧幕勢力に与する圧内藩に武器 この事件は日本政府を原告、スネルを被告とするオラン 八六八年一〇月八日(明治元年八月二三日)、 前金の支払もなされなかったと主張 当該の武器売買契 同国商 日本政 人スネル 府 レファレンス

一八七二年六月一四日(明治五年五月九日)、逆にスネル

その名目は、戊辰戦争の戦火が新潟におよんだ際 がオランダ弁理公使を通じ、日本政府に賠償を要求する。 (新潟戦

為を実力で阻止したのは正当な処置であって、賠償の必要 万ドル余にのぼった。日本側は、当時スネルの武器売買行 その請求額は、旧会津、米沢両藩への債権などを含め一五 争)に、政府軍により掠奪された財貨の補填である。 また

八七三(明治六)年六月「恵与金」の名目で四万ドルを支 はないと主張する。しかし諸般の事情を斟酌した上で、一

給、事件を落着させた。 なお本件の妥結直後、ドイツ弁理公使から、同様に新潟

戦争で同国の商社が被害を受けたとして賠償が請求され、 およびイタリア商人が被った損害に対しても賠償がなされ ルを受領している。さらに新潟戦争に関しては、プロシア 一八七七 (明治一○) 年に、日本政府から洋銀一○○○ド

#### t ヘレン・ブラック号事件

た形跡があるが、その詳細については不明である。(3)

助の疑いをかけられていた英船「ヘレン・ブラック (Helen 巻において、イギリス人クラーク(Clark, George)が米 の密商容疑で逮捕された。 一八六九年五月二一日(明治二年四月一〇日) 同人は、 旧幕軍への武器食糧援 頃 仙台石

> 密商の罪で処罰された。 代って船長がイギリス側の裁判により、 長の命によるもので、彼個人に責任はないとして釈放され、 れたのである。しかし取調べの結果、クラークの行動は船 Black)」号の乗組員であり、今回の事件もその関連を疑 不開港地における

三五〇ドルをイギリス公使に支払った。 軍務官の下で受けた一六日におよぶ苦痛への慰藉を名目に、 リス側に引渡さなかったことが条約に違反することを認め、 日本政府は、クラークの身柄を一月あまり拘束し、

・イギ

#### 八 ペイホー号事件その他

一八六九年五月一九日

(明治二年四月八日)、青森港にお

**-** 68 -

掲

フランス人に売却し、さらに米国商人バッチェルドル と同船は幕府の所有であったものを、榎本軍が持ち去り、

揚されていた米国国旗が引降される事件が起った。 いて米船ペイホー(Peiho)号が新政府軍に抑留され、

(Batchelder, Joseph M.) に転売したものであった。 抑留

は四か月以上におよび、米国弁理公使の強硬な抗議により

ようやく解放されたが、 、廻航される際に難破沈没した。いらうやく解放されたが、その後同船は、 一八七一年(明治四年)になって、バッチェル 修理のため横須賀 ドル

請を受けた米国公使は、

抑留による経済的損害に船体価格

1997.12

の要

対する陳謝を日本政府に要求する。 を合した四万八〇六〇ドルの賠償と、米国国旗への侮辱に 日本側は国旗への )侮辱

ない」として拒否した。 しかしアメリカ側も譲らず、 両者

幕府の後継政府たる現政府の所有物であり、

賠償の必要は

については過誤を認めたが、賠償については「本来同船は、

の主張は真正面から対立した。 その後一八七四 (明治七)年に、 アメリカ側 から本件

仲裁裁判に附することが提議され、

翌年日本も同意する

を

裁人の間でも意見が合わず、かつ約定にしたがい第三の仲 (正式の約定は一八七六年三月)。ところが双方が指名した仲

はさらに遅れることとなった。 裁人を選ぶにあたっても適任を得られなかったため、

結局一八八○(明治一三)年になって、米国からの下関

銀貨二万五○○○円を支払い、かつ下関償金が返還された 示談によりこの問題を解決することにした。すなわちまず 償金返還が見込まれるようになったこともあり、日本側は

場合、さらに洋銀四万ドルを供与するというものである。 ると、日本政府はこの約束を履行した。 そして一八八三(明治一六)年、米国から償金が返還され

じた代金の支払をめぐる日米間の争訟)も一括して解決するこ

ととなり、

日本側は自らの非は認めなかったものの情状を

福井藩に、帆船を売る仮契約をし、これが破約となったために生

また本件の解決の際に、

別の外交案件(アメリカの商社が

○○ドルを支払うこととなった。 さらにこれとは別にある米国船が、一八五

幣」(『日本外交文書』第一三巻、文書:

||三五附属書四)

で八〇

償金返還の際に「合衆国政府ヨリ日本政府へ払ハルヘキ貨

ととなり、こちらも即金でまず銀貨四○○○円、

○月、米国公使を通じて日本政府に損害賠償を請求した。 害をうけたとして、二四年後の一八七九(明治一二) 年)に下田で不当に入港を拒否され、船体および船貨に 五年 (安政二

九

金貨一万五〇〇〇ドルが支払われた模様である。 ら下関償金返還金によって賠償をおこなうこととなり、 この件についても交渉の結果、

両国間の友好維持の観点か

米国人医師解雇事件

藩は医学教授のため、アメリカ人医師一名を年俸洋銀五〇 廃藩置県に先立つ一八七〇年二月(明治三年一月)、

で長期休暇をとったことを理由に同藩がこの医師を解雇し ○○ドル、五か年の契約で雇傭した。ところが翌年、

たため、医師は本国の保護を求め、

ここに問題は日米間の

め、一八七八(明治一一)年になって本件の解決を図るこ 外交案件となるにいたった。 米国国務省が駐日公使を通じて問題の善処を要望したた レファレンス

ま た 下

関

し 酌 た<sup>29</sup>量し、 医師の遺族に米金貨五○○○ドルを供与し示談と

げたとして、損害の賠償を要求した。 れと併せて、神戸港税関が不当に同国商船の船貨陸揚を妨 に違反すると主張したのである。またドイツ弁理公使はこ したのは、一八六六年(慶応二年)の「改税約書」その他 なわち彼らは、わが国が開港場の税関規則を一方的に制定 め各国の代表は、相次いで日本政府に抗議を申入れた。 八七三 (明治六) 年二月一五日以降、米国公使をはじ

五ドルを在神戸同国領事に支払った。 額の算定を求めた上で翌一八七四(明治七)年三月、二五 神戸港税関の措置については責任を認め、具体的な被害金

日本政府は、

各国の条約解釈は誤りであると主張したが、

### ヘーレン事件

れをペルーに渡航させようとした際、日本政府は事情調査 レン(Heeren, Oscar)が日本にて労働者を雇い入れ、こ 八七八(明治一一)年七月、ペルー在住ドイッ人へー 二万五六二〇ドル八六セントの賠償を求めて、 時これを差止めた。ヘーレン側はこの措置を不当

> 上等裁判所に提訴した。 翌年になって、日独両国が本件を外交的に処理すること

ントをドイツ側に支払った。 が一八八○(明治一三)年六月に洋銀六○五一ドル九二セ で合意。双方から委員を出して調査を行ったのち、日本側

四名の重軽傷者を出すにいたった。 し、日本側二名、清国側五名の死者に加え、双方合せて七 艦隊乗組員と、日本の警察官との間で大規模な衝突が発生 一八八六(明治一九)年八月、長崎に寄港した清国

して関係者を処分することで合意した。また双方が非公開 解決の議定書が取り交され、双方がそれぞれ自国の法に照 七(明治二〇)年二月には、ドイツ公使の周旋により事件 書簡によって、相手国死傷者に対する撫邺金を出すことと

一二月以降はもっぱら東京で交渉が続けられる。翌一八八 事件は当初、長崎において両国委員が調査を進めたが、

し、被害者の数を勘案して、清国側は日本側に銀一万五五

○○円、日本側は清国側に金五万二五○○円を支払うこと

対するもの)として銀一〇万両、また日本が出兵時に現地

ついては、清国が日本に対し撫衂金(日本側の遭難者遺族に

を開荒し建設した道路建物等を清国が継承することに対し

て銀四○万両、合計五○万両を支払うことが取決められた。

ついては撤兵の期日である同年一二月二〇日を期限とした。※

前者については調印後ただちにおこない、

これらは、その名目はどうであれ、当時の大久保の言葉

支払は、

# 第二章 日本が賠償受領国となった事例

かなように、

「今般ノ挙ニ於テ用ヒタル処ノ諸費ヲ弁セラル」

日本が事件に際して投じた、

各種の経費を回

1997.12

からも

件である。 ③ 球人多数を現地住民が殺害したことを発端とし、 日本軍による武力平定にまで発展したのが「台湾出兵」事 八七一年一二月 (明治四年一一月)、 台湾に漂着した琉 ついには

が不調に終った。そこで日本の大久保全権弁理大臣が北京(Sis) 渉のほか、イギリス公使の仲介などにより最終的に清国側 で、あらためて議題としてとりあげられる。そして直接交 国間互換条款」および「互換憑単」が締結された。 が妥協し、同年一〇月三一日、事件解決のための「日清両 に到着した、一八七四 (明治七) 年九月一〇日以降の交渉 事件の賠償については、はじめ現地において交渉された

> すれば、七七一万余円)といわれる。 実際の経費は、三六一万八○五九円(輸送船舶購入費を算入 収するためのものであった。なお本件で日本側が支出した(タシ

## 樺太千島交換条約

とした(一八六七年「日露間樺太島仮規則」でも同様の規定)。 公使の勧告などもあって、日本はロシアとの直接交渉によ しかし同島では両国国民間の紛議が絶えず、またイギリス はその帰属を決定せず、従来通り両国民の雑居を容認する と得撫島との間に国境を定めるとともに、樺太島について 一二月)の日魯通好条約二条は、 日本北方の国境確定に関し、一八五五年二月(安政元 千島方面について択捉島 -71

するロシア政府の官有物と相殺した額を日本側に支払うと 査定のうえでロシア政府がこれを買上げ、千島に所在

レファレンス

共同調

島に関してはロシアの領有権を認めることとなった。そし

て樺太島に所在する日本国政府の建築物・動産は、

ては占守島以南のすべての島嶼を日本が領有し、一方樺太

島交換条約」が締結される。条約により、千島列島につい

交渉の結果、一八七五(明治八)年五月七日に

「樺太千

国境問題の解決を図ることとした。

最終的にその金額は七万四六七一円九一銭となり、一八

ソウルにおける日本の駐兵権の確保などであるが、

それら

とともに被害者への慰藉料、条約違反に対する損害賠償、 および今回の出兵費用の補填も求めた。交渉は当初難航す

官吏の犠牲者および負傷者に対する「体邮金」として五万 物浦条約」が調印された。本条約によって、朝鮮側は日本 同(一八八二)年八月三〇日には、事件解決のための「済 情勢は一転する。朝鮮側の態度は大きく軟化し、その結果 るかにみえたが、八月二六日に清国の馬建忠が、朝鮮側の 一部と相謀って大院君を拉致し閔氏政権を回復させたため、 レファレンス

び公使護衛のための軍費のうち五○万円を「填補」するこ 円を支払うほか、今回の暴動で日本国が受けた損害、 - 72 —

八四 なお填補金五○万円のうち四○万円分は、 (明治一七)年一一月、朝鮮側に返還している。 日本側が一八

四 萬里丸事件

朝鮮開拓使従事官白春培と契約を結び、鬱陵島から神戸ま での木材の廻漕を請負った。ところが朝鮮側が代金を支払

一八八四(明治一七)年一〇月、萬里丸船長渡邊末吉は、

政府の保護を求め、ここに問題は両国間の外交案件となっ わなかったため、渡邊は一八八六(明治一九)年になって

Ξ 壬午事変

本公使に支払われている。 で換算した額(一一万二七五四ルーブル五九コペイカ)が、で換算した額(一一万二七五四ルーブル五九コペイカ)が、

日

七六(明治九)年四月、一円当り一ルーブル五一コペイカ

(同条約四款、附属公文一-二款)。

八八二(明治一五)年七月に勃発した壬午事変は、

の対立が表面化したものである。事変の発端は、

大院君の (開国派)

直

接には朝鮮国内の大院君派(攘夷派)と、閔氏派

影響下にあった旧式軍隊の暴動であったが、それはただち に民衆に波及した。暴徒が王宮に侵入し閔氏派の重臣を殺

ととなった。

害したため同派の政権は崩壊し、代って大院君が実権を掌

象となり、邦人一四名が殺害されたほか、公使館も襲撃に 握する。一方閔氏政権に協力していた日本も暴徒の襲撃対

日本に撤退した。 より焼失、花房弁理公使以下館員は仁川へ脱出し、 急報に接した日本政府は、公使に対して訓令を発し、

ついで

ことを命じる。これを受け花房公使は八月一三日仁川に上 ついで一六日ソウルに入り、新政権との交渉に臨んだ。

軍一個大隊とともに任地に帰還し、

朝鮮側との協議に入る

交渉における日本側の要求は、

陳謝、犯人の逮捕処罰、

1997.12

遣

日本政府は井上外務卿を特派全権大使としてソウルに派

事後の処理にあたらせることとし、同月三○日井上大

円八四銭が、同人に交付された。((8) 厘のうち、当初申告から漏れていた部分を除いた二六六七 そしてその中から、渡邊からの請求額三一七八円二七銭八 金を賠償に充てることを提案。これに日本側も同意したた 交渉の結果朝鮮側が、廻漕された木材を競売に付し、代 木材は神戸にて競売に付され三五一二円で落札された。

#### 五 甲申事変

の改革派)のクーデタ事件である。清仏戦争による、 生した、事大党(壬午事変で政権に復帰した親清系の保守派) の閔氏政権に対する、独立党(青年貴族を中心とする親日系 申事変とは、 一八八四 (明治一七) 年一二月四日に 朝鮮 発

での清国の影響力の低下に乗じた独立党は、日本の竹添弁

た日本公使館も焼失した。 ため仁川に脱出、その間在留邦人四〇名が殺害された。 使は一時公使館に撤退したが、館が朝鮮軍民に包囲された 府を樹立した。竹添公使も公使館護衛の兵を率いて王宮を 理公使らと共謀のうえ蹶起、事大党の重臣を殺害し革新政 により国王ならびに王宮を奪還、政権も回復する。 クーデタに協力した。しかし事大党は清国軍の応援 竹添公

> り 使は陸軍二個大隊と共に仁川に到着した。翌年一月三日ソ ウルで竹添公使と合流した大使は、 朝鮮側の謝罪、犠牲者および喪失財産への賠償、邦人 朝鮮政府との交渉に入

殺害犯人の逮捕処罰等を要求する。

賠償に関しては、被害者への「恤給金」および「貨物ヲ毀 (一八八五) 年一月九日に「漢城条約」として調印される。 在に言及しなくなった。そこで善後条約が作成され、 ることに努めたため、ほどなく朝鮮側も、事変の責任の所 日本側が表向きの交渉とは別に、 朝鮮側の感情を和らげ

同

から日本に支払われることとなった。本公使館の再建費用として二万円の合計一三万円が、朝鮮 なお、今回の事変で直接銃火を交えた日清間でも交渉が

損掠奪セラルル者」に対する填補として一一万円、

また日

には法に基き処罰する」ことを確認するにとどまった。で「清国側が事情を吟味し、暴行の事実が確認された場合 れず、交渉により締結された「天津条約」付属の「照会」 に対する賠償を求める。しかし清国側は、 持たれ、日本側は清国兵による邦人殺害、および暴行略奪 いとしてこれを拒絶した。結局賠償については合意が得ら かかる事実はな

#### 六 オマハ号事件

八八七(明治二〇) 年三月四日、 長崎県西彼杵半島沖

なった。同島は人口三七○名の小島であり、砲撃による直に浮ぶ池島に対し、米艦オマハ号が無断で射撃演習をおこ

接の人的被害はなかったが、不発弾の爆発により四名が死

事件の報はただちに東京に伝えられたが、交渉は当初、亡、七名が負傷した。

その後井上外務卿が米国公使と面談し、日本としては速か同艦艦長は罷免され、軍法会議のため本国に送還された。長崎県知事と米国領事の間でおこなわれる。同月一一日、

ところが米国則から音賞こつき寺こ申し出がなどをすることなく、米国側の反応を待つ。

を待つと伝えた。そして以後、日本側は公式に賠償請求な

る立場にあるが、この点については貴国を信頼しその対処な措置に満足しており、また本来ならば賠償等を要求でき

|年大猥外相は、陸奥駐米公使に訓令を発し、米国政府のところが米国側から賠償につき特に申し出がないので、

諮り、賠償金一万五○○○ドルを特別予算から支出するこ意向を探らせる。公使の働きかけを受けて米国側は議会に翌年大隈外相は、陸奥駐米公使に訓令を発し、米国政府の

これは国家間の賠償とは無関係である)。 味で、醵出金六三六ドル二〇セントが被害島民に贈られているが、

朝鮮人参没収事件

を交付した(なお事件の四日後、オマハ号乗組員から謝罪の意とに決し、一八八九(明治二二)年三月末陸奥公使に手形

還)の代りに金銭で賠償することを申し出、銀貨二九二八結局朝鮮側はこの抗議を受け入れ、原状回復(現物の返ることは許可されていると主張して、その返還を求めた。公使は朝鮮側に抗議し、条約上日本人が朝鮮人参を売買す フムウ はいいると主張して、その返還を求めた。田中清槌は、売買のために朝鮮人参二二一包を輸送中、禁 フ田中清槌は、売買のために朝鮮人参二二一包を輸送中、禁 フロバカー(明治二四)年一〇月、朝鮮で商業に従事する

件」において、一括して解決されている(賠償額五九八円六に捲込まれたとの記録があるが、こちらは次節「防穀令事なお本件と前後して、和田常一という人物が同種の紛議円五角七分を、翌年一月九日に日本側に支払った。

八 防穀令事件

足を招くおそれがあった。 ける価格の騰貴をもたらし、また不作に陥った際に食糧不出していたが、かかる農作物の大量流出は、朝鮮国内にお出鮮の開国後、同国は日本に向け米や大豆等を大量に輸

を認めることとし、「水旱或ハ兵擾等ノ事故アリ境内缺食訂された折、朝鮮で伝統的に行われてきた「防穀」の制度属する「朝鮮国議定諸港ニ於テ日本国人民貿易規則」が改善そこで一八八三(明治一六)年、日鮮修好条規附録に付

禁ずることができるようにした(「朝鮮国ニ於テ日本人民貿易 ヲ致ス」おそれのあるときは、 朝鮮側は一時食糧の輸出を

して一八八九 の濫用が両国間の外交紛争を引起す可能性があった。 権が中央政府ではなく地方官に個別に委ねられたため、 ノ規則」三七款)。しかし本款の規定では**、輸**出禁止の決定 (明治二二)年および翌九〇(明治二三)年、 はた そ

商の被った損害の賠償を朝鮮政府に要求している。⑻ 立は解消されず、清国の袁世凱による調停も不首尾に終っ 交渉は数年に及んだが、賠償金額などをめぐる両者の対

たのは不当として、その解除や責任者の処分のほか、 当該地域に凶作等の事実がないにもかかわらず防穀を命じ 成鏡道と黄海道において防穀令が発せられた際、

日本側は、

紹介したのち、本号で紹介した諸事例の整理を試みる。

たため、日本側は一八九三(明治二六)年五月四日、二週 しかしこのとき、

た。一方朝鮮側も、日本の大石弁里公吏がソフレルら一景 (S) て日本側に伝えられたため、日本側は妥協を余儀なくされ 和田常一 結に合意。朝鮮政府は日本政府に対し、 げる姿勢をみせたため、同月一九日になってついに交渉妥 取らざるをえない」との意向が、在天津日本総領事を通じ 鴻章の「日本が兵力を韓国に送れば、清国も同様の措置を 間の期限をつけた最後通牒を発する。 に対する賠償金九万円のほか、黄海道防穀令事件(二件)、 事件(前節参照)、黄海道二重課税事件の四件に対 成鏡道防穀令事件

> する二万円の、 合計一一万円を支払うこととなった。

件など、賠償には至らなかったものの注意が必要な事例 争の政治的解決に伴う金銭の給付に至るまで、多岐にわた るものであった。次号では、 して処理されていた諸事例の内容は、 以上の記述から明かなように、この当時 マリア・ルス号事件や大津事 戦費の補填から、 「賠償問題」と

注 (1) (2)武松『幕末外交史の研究』新訂増補版、宝文館、一九六七年、三 対して海軍による共同示威行動をとることを提議している 移転する(支払う)国家の経済行為」と定義している(五四) て、一定の貨幣価値を、一定期間内に、一方的、かつ強制的に、 そのほか、事件の報を受けた米国政府は各国にむけて、日本に たとえば岡野鑑記『日本賠償論』東洋経済新報社、 賠償を「戦敗国が戦勝国に対して、損害賠償の目的をもっ 一九五八年 夏 <del>--- 75</del>

所出版会、一九七○年、三六−八頁。なおここに引用したハリス 五七頁および大熊眞『幕末期東亜外交史』乾元社、一九四四年、 一二六-八頁、また鹿島守之助『日本外交史』第一巻、 事件の背景および詳細は、 鹿島研究

の発言は、

本国への意見具申の中にみられるものである。Papers

(3)

大塚、

前掲書、三〇一六頁、

○−六六頁、三九三−四三七頁、薩英戦争については渡邊修次郎 法より観たる幕末外交物語』文化生活研究会、一九二六年、三五

一○○頁参照。なお生麦事件については、ほかに尾佐竹猛『国際

『鹿児島の対外戦闘并に償金交付の始末」『歴史学研究』 第一○巻 一一号、一九四〇年を参照。また幕府の賠償支払をめぐる詳しい レファレンス

経緯については石井孝『明治維新の国際的環境』増訂版、吉川弘

(6) 前掲書、一九二−二○九頁、鹿島、前掲書、第一巻、一○三−一 文館、一九六六年、一九四一二二一頁を参照 下関砲撃事件については、大塚、前掲書、六七-八八頁、大熊

の賠償補償処理』成文堂、一九七四年、一七二-八頁を参照。 五頁、石井、前掲書、二五五-三五四頁、入江啓四郎 『国際法上

(7)

取極書本文は外務省条約局『旧条約彙纂』第一巻第一部、一九

— 76 —

書、第一巻、一一一頁、石井、前掲書、三四一-二頁 ない理由については、大熊、前掲書、二○四−六頁、鹿島、前掲 三〇年、二二二一六頁。なお取極書の締結に長州藩が参加してい

三(明治六)年一月一日のことである。

で太陽暦が採用されたのは明治五年一二月三日、すなわち一八七 本稿もそれに従い、万延元年と表記することとする。また我が国

一四三頁、一五〇頁、および鹿島、前掲書、第一巻、八七-九〇

大塚、前掲書、四八-五一頁、大熊、前掲書、一三〇-三頁、

を含め、明治以前の改元はその年の元日に遡って施行されたので、

厳密にいうと「安政七年二月」に起ったものである。しかし明治 の三月に行われた。したがってこのオランダ人船長殺害事件は、 万五〇〇〇ドルと高額なものであった(大塚、前掲書、三二頁、 この時の要求額は幕府に対する警告の意味もこめて、一人当りこ 殺害事件で、はじめて幕府に対して償金の要求がなされているが 本件に先立つ一八六〇年二月(万延元年二月)のオランダ人船長

一〇六-七頁、一四二-四頁)。

ところで「安政」から「万延」への改元は、その年(安政七年)

(8) これらの名目、および後述の「金銭賠償の代替としての新規開 との指摘がなされている(入江、前掲書、一七七-八頁)。また賠 港」に関しては、厳格な賠償法理からは逸脱するものが含まれる

いたが、フランス代理公使の主張によって増額された(渡邊實 償の要求金額について、英米公使は高くとも二○○万ドルとして 「幕末・明治時代における国際法への関心と賠償問題」『日本歴史』

二五号、一九五○年、一九頁)。なおフランスの駐日代表ロッシュ

(5) 一五七-六九頁、一七六-八一頁、鹿島、前掲書、第一巻、九一-大塚、前掲書、五一-六七頁、一五八-六九頁、大熊、前掲書、

しており、本稿もこれにしたがった。

官』雄松堂、一九八八年、一一四頁では臨時代理公使が正しいと 使としている資料もあるが、川崎晴朗『幕末の駐日外交官・領事 頁。なお第二次事件当時の臨時代理公使ニールの肩書を、代理公

ているが、正式には代理公使であったらしい(川崎、前掲書、一は、取極書に Ministre Plénipotentiaire(全権公使)と署名し

(9) 下村富士男『明治維新の外交』大八洲出版、一九四八年、一一

⑩ FR, 1883, pp.603-7. および『日本外交文書』第一六巻、文書九-二八頁、また『日本外交文書』第七巻、文書二四二-六三。

六四-九。返還の経緯については下村、前掲書、一二四-八頁、

外交文書』第八巻、文書一六四−七、第九巻、文書一八一−四、外交文書』第八巻、文書一六四−七、第九巻、文書一八一−四、渡邊實、前掲論文、一九−二○頁。関係する記録としては『日本

末、突然米国公使が事件に関連する賠償を要求したが、日本側は一八巻、文書二六三-七がある。なお一八八五(明治一八)年の第一四巻、文書一九三-六、第一五巻、文書一九三-二〇〇、第

タル米国船「モニトル」号船主要償一件」『日本外交文書』第一九これを拒絶している(「千八百六十四年下ノ関ニ於テ砲撃ヲ受ケ

巻、文書一八六一九)。

書』第一巻に収録。

書』第一巻に収録。

書』第一巻に収録。

(13) 『日本外交文書』第一巻一冊、文書一六七。(13) 岡、前掲書、二四頁注一。

(14)

同右、文書一八五、二七六、三九二。ただし『日本外交文書』

でない。

「人」、『こゞ見書、前書書、第一書、一一人」 上道、「日上、前事件の詳細については『日本外交文書』第一巻一冊、文書二○

数は『日本外交文書』第一巻二冊、文書五四五に拠る。掲書、八一一一六頁、岡、前掲書、三一-七頁。なお負傷者の人六以下、および鹿島、前掲書、第一巻、一一八-九頁、石井、前

(1) 「八巻で終くて香ごには、こと、巻に終くて香ごに日 に(1) 『日本外交文書』第三巻、文書二九九-三〇五、第五巻、文書三側。『日本外交文書』第一巻二冊、文書四八八、五四〇、五四五。

一三。また下村、前掲書、一三三-九頁。二〇-一、第六巻、文書二二五-三七、第七巻、文書二九四-三

た『日本外交文書』第二巻一冊、文書八七、同巻二冊、文書二八七重村問題について詳しくは下村、前掲書、一三九-四六頁、ま本的に日本政府とプロシア権益回収問題」があるが、こちらは基としては「七重村プロシア権益回収問題」があるが、こちらは基としては「七重村プロシア権益回収問題」があるが、こちらは基としては「七重村プロシア権益回収問題」があるが、こちらは基本的に日本外でである。

兼外交事務官(Consul-Generaal en Politiek Agent)が国を代当時オランダは、日本に公使を駐箚させておらず、この総領事

(18)

六八三、第三巻、文書二八二-九八。

〇、同巻三冊、文書六〇四、六一三、六三八、六四一、六八〇、

表していた。

(19)

書五五六参照。なおオランダ側は、今後、損害の補填を日本側に『日本外交文書』第一卷一冊、文書四二八および同巻二冊、文

レンス

⑾ 『日本外交文書』第五巻、文書二八六-七、第六巻、文書一九七-

東北諸藩の武器購入問題」『歴史地理』第七一巻一号、一九三八八○頁も参照。関連する研究として丸山國雄「維新前後に於ける二○四。また下村、前掲書、七○−四頁、入江、前掲書、一七八−

歴史』一六六号、一九六二年がある。

年、鮎沢信太郎「幕末維新史上に暗躍した怪外人スネル」『日本

書一および文書二四四附属書に拠り、また慰藉の対象となった、書』第二巻に収録。なお事件の発生日については文書二〇八附属の「下村、前掲書、七四-八頁。本件に関する史料は『日本外交文』

軍務官に拘束された日数については文書四○九によった。書一および文書二四四附属書に拠り、また慰藉の対象となった、

たと推定される。

びその附属書から、この当時、銀貨一円と洋銀一ドルは等価であっ

見るかぎり一九日が正しいようである。本件については『日本外た一八七一年以降の記録(たとえば第四巻一冊、文書二九三)を六二では五月二八日となっているが、損害賠償が正式に要求され』。事件の発生日について、『日本外交文書』第二巻二冊、文書二

四七、五〇〇。同巻三冊、文書五一三、五三〇、五三三、五三四。二九九、三一七、三七五、三七九、三八八、四一一、四一四、四、四、元九九、三一七、三七五、三七九、三八八、四一一、四一四、四、元、および『日本外交文書』第一三巻、文書二三四附属書一を参いた。文史辞典』新版、山川出版社、一九九二年、「ペイホー号事件」のス交史辞典』新版、山川出版社、一九九二年、「ペイホー号事件」のス

および一七二。なお船主 Batchelder の読み方については前掲一八一-三、第一三巻、文書二三四-五、第一六巻、文書一七〇書一八八-二〇四、第九巻、文書一八五-九六、第一一巻、文書

六巻、文書一九三二六、第七巻、文書二六八-七一、第八巻、第四巻一冊、文書二九三-三〇二、第五巻、文書二八三-五、

また次注参照)。また『日本外交文書』第一三巻、文書二三五およ為、大学ので行われた(『日本外交文書』第一六巻、文書一七二、本外交文書』第四巻一冊、文書二九二および附属書に拠った。 「日本外交文書」第四巻一冊、文書二九二および附属書に拠った。 「日本外交文書」第四巻一冊、文書二九二および附属書に拠った。

われたが、この際、契約に基いて米金貨八○○○ドルに相当するなおペイホー号事件とは異り、下関償金返還後の支払は洋銀で行文書□三四附属書□、文書□三五、および第一六巻、文書一七□。『本件「ワレタ号事件」については、『日本外交文書』第一三巻、

額

(洋銀八九八八ドル七六セント) が相手方に支払われている。

<del>-- 78 -</del>

(28) 本件「ウィルミングトン号事件」については、『日本外交文書』

一三巻、文書二三五附記、第一六巻、文書一七四。なお第一四

についても、いくばくかの金銭を支払うことにより解決を図った 訴訟についても米国公使から申し入れがなされているが、この件 巻、文書一九八によれば、米国人レミングトンと北海道開拓使の

ようである。ただし、その詳細および結末は明かでない。 『日本外交文書』第一一巻、文書一八四。なお西南戦争の折、 鹿

児島県に雇傭されていた外国人が解雇されているが、こちらにつ

に本国政府が保護に乗り出した形跡はない(『日本外交文書』第 いても金銭が支給されたようである。ただしこの件については特

『日本外交文書』第六巻、文書三一〇-九、三二一-八、第七巻、 ○巻、文書二二○一四参照)。

文書三三九、三四一-八、三五〇、三五八-六〇。なおイギリス

たため、具体的な請求はなされなかった(第六巻、文書三一八、 公使も同様の賠償請求を示唆したが、現実の被害が確認されなかっ

三二五、三二八、第七巻、文書三五二)。また第七巻、文書三四一

から判断すると、本件以前にも各港で同種の紛争、および賠償の

支払があったようである。

(31) 二二○−六。また川崎晴朗「オスカル・ヘーレンと日本(下)」 『日本外交文書』第一一巻、文書一八五-九三、第一二巻、 文書

ば、ヘーレンは翌一八八一年に賠償金の追加を求め、日本側もこ 『学鐙』第八三巻六号、一九八六年、五一頁。なお川崎論文によれ

(35)

現地での交渉については、許、前掲論文、四五頁を参照

『日本外交文書』にはこの追加についての記録は見当らない。 れを認めたとのことであるが(追加額一三一四ドル五二セント)、

事件の詳細は、安岡昭男「明治十九年長崎清国水兵争闘事件」

(32)

また中島雄「日清交際史提要」第一七編「長崎事件」(『日本外交 『法政大学文学部紀要』三六号、一九九〇年(一九九一年発行)。

『日本外交文書』第二〇巻、文書二三四-五五。なお死傷者数に 文書』明治年間追補第一冊所収)も参照。基本的な外交史料は ついては安岡論文、五〇頁に拠ったが、事件解決のための書簡 (次注参照)では清国側が八名死亡したことになっている。

議定書および書簡の本文は『日本外交文書』第二〇巻、 文書二

(33)

五一。なお本事件において、日本は賠償支払国であると同時に受

領国でもあるが、双方の賠償金額の多寡により、便宜上こちらに

**—** 79

(34) 分類した。 事件の詳細は、英修道「一八七四年台湾蕃社事件」『法学研究

年、瀬川善信「台湾出兵(明治七年)問題」『法学新報』第八○巻

件(一八七一-一八七四年)」『季刊国際政治』二八号、一九六五

(慶大)』第二四巻九・一〇合併号、一九五一年、許世楷「台湾事

二合併号、一九七四年、栗原純「台湾事件(一八七一-一八七四 外交史料としては、『日本外交文書』第七巻、文書一-二〇四。 年)」『史学雑誌』第八七巻九号、一九七八年など。また基本的な 六号、一九七三年、安岡昭男「台湾出兵」『軍事史学』第一○巻一・

レファレンス

- (36)条款および憑単の本文は、外務省条約局『旧条約彙纂』第一巻
- 第一部、一九三〇年、六二八-三二頁。また撫邺金などの受領に ついては、『日本外交文書』第七巻、文書一九七および二〇三。さ
- らに当時の交渉における日本側の対応については中島雄「日清交 際史提要」第七編「台湾事件」(『日本外交文書』明治年間追補第 冊所収)も参照。
- (37) 九を参照。なお引用した大久保の言葉は文書一七二にみえる。 本外交文書』第七巻、文書八四、一六六、一六九-七〇、一七二-この点は、日清の交渉過程からもはっきりと看取しうる。『日
- (39) (38) 交渉の詳細については、鹿島守之助『日本外交史』第三巻、 安岡、前掲「台湾出兵」、一〇二頁、許、前掲論文、五一頁。
- 条約および附属公文は外務省条約局『条約彙纂』改訂第一巻、一 巻、文書七〇-一三三、および第九巻、文書一一九-二四を参照 な外交史料は『日本外交文書』第七巻、文書二三〇-三四、第八 領土問題の歴史的背景』南方同胞援護会、一九六四年を、基本的 島研究所出版会、一九七〇年、二四八-七九頁、大熊良一『北方
- 『日本外交文書』第九巻、文書一二四、および同附属書三-四で 一款(仏語正文)にも indemnisation の語が見える。 なおこの建築物・動産の譲渡に伴い支払われた金銭について、 「償金 indemnity」という語が用いられている。また附属公文

九三六年、二四六一-九頁。

(40)

事変の詳細は、武田勝蔵『明治十五年朝鮮事変と花房公使』開

- 号、一九三五年のほか、田中直吉「日鮮関係の一断面」『季刊国際 明堂、一九二九年、田保橋潔「壬午政変の研究」『青丘学叢』二一 書九九-一〇七、一一〇、および一一四-三七。なお田保橋論文 六○頁。また基本的な外交記録は『日本外交文書』第一五巻、文 政治』三号、一九五七年、申國柱『近代朝鮮外交史研究』有信堂、 一九六六年、一二一-二〇八頁、鹿島、前掲書、第三巻、四二-
- された。 また事変における犠牲者の数については武田、前掲書、 九四頁

に拠った。

上巻、朝鮮総督府中枢院、一九四〇年(一九六三年覆刻)に収録

の主要部分はのちに改稿され、同氏の著書『近代日鮮関係の研究』

(41) で同意したが、賠償に関しては、戦費賠償はともかく損害賠償 七一頁。なお交渉の過程で朝鮮側は、体郵金の支払には早い段階 善後約定」の本文は、『旧条約彙纂』第三巻、一九三四年、一六九-

済物浦条約、正式名称「明治十五年京城暴徒事変ニ関スル日韓

は絶対に応じられないと主張した。清国の馬建忠も、損害賠償に

- 八-五〇頁。なお、事変の経費に関係する記録は『日本外交文書』 いる(田保橋、前掲書、上巻、八一六頁、八二〇-一頁及び八四 費は最高でも五万円と見積り、日本側に非公式に減額を勧告して ついては要求の根拠が薄弱であり、また戦費賠償についても、実
- 田保橋、前掲書、上巻、九二四-五頁、申、前掲書、二二七-

第一五巻、文書一四三-五○を参照)。

(42)

従うとすれば、 が恩義を感じてしまうから、あくまでも条約には五○万円と明記 し、別途善後策を講じるのがよい」と判断したというが、これに に際して「減額を認めると、日本に減額を勧告した清国に朝鮮側 橋、前掲書(上巻、八二一頁)によれば、日本側は条約締結交渉 償金返還(第一章一④参照)に倣ったものとしている。また田保 二八頁、注一六)はこの返還を、前年の米国による日本への下関 約彙纂』第三巻、一七二-四頁。田中論文および申、前掲書(二 五巻二号、一九五七年、二六頁。返還を定めた往復文書は『旧条 八頁、田中直吉「朝鮮をめぐる国際葛藤の一幕」『法学志林』第五 返還はまさにその善後策であったと考えることが

- (43) 起されていたようである。しかし『日本外交文書』にはこれらに の記述から判断すると、当時日鮮間には同種の事件がいくつか提 として第一八巻、文書九四-一一三。なお第一九巻、文書一二一 『日本外交文書』第一九巻、文書一一六-二一、関連する記録
- (44) 二七、第一八巻、文書一八四-二〇二参照。なお邦人犠牲者の数 また基本史料としては『日本外交文書』第一七巻、文書一一一-和紀「甲申政変の研究(一)」『朝鮮学報』第八二輯、一九七七年。 三頁、申、前掲書、二〇九-八九頁、鹿島、前掲書、 ○−一○○頁、田中、前掲「朝鮮をめぐる国際葛藤の一幕」、野瀬 ついての記録は見当らず、詳細は不明である。 事件に関する詳細は、田保橋、前掲書、上巻、八九七-一一三 第三巻、

は『日本外交文書』第一七巻、文書一二五附記による。 漢城条約、正式名称「明治十七年京城暴徒事変ニ関スル

日韓善

1997.12

(45)

- (46) 中、前掲「朝鮮をめぐる国際葛藤の一幕」、五八-七一頁、また ○九七-一三三頁、鹿島、前掲書、第三巻、二○一-四七頁、 条約をめぐる両国の交渉については、田保橋、前掲書、上巻、一 来派兵の際には事前に通報することなどを義務づけたものである。 六三三-七頁。なおこの条約は、日清両軍が朝鮮から撤兵し、将 後約定」の本文は、『旧条約彙纂』第三巻、一七五-八頁 天津条約および照会については、『旧条約彙纂』第一巻第一 部 Ш
- (47)四一-三頁。基本的な外交史料は第二〇巻、文書二〇九-三三お よび第二一巻、文書一九一一八。 ○附属書一、また同巻付録の小冊子「日本外交文書第二○巻解説」 事件の概要については、『日本外交文書』第二〇巻、文書二二

『日本外交文書』第一八巻、文書一一四-八三。

(48) と考えていた。しかし最初の訓令にこの額が明示されていなかっ 彼が外務省からの回訓を受取ったとき、請訓からすでに三か月以 約一か月を必要とした。しかも事務手続等に時間を要したため、 ところがこの当時、東京-ワシントン間の郵便による連絡は片道 相手方に公然と要求すべきかにつき、改めて外務省に請訓する。 たため、やむなく陸奥公使は、具体的な賠償見積りと、その額を について、日本側は外務省の試算により四万四五○○ドルが妥当 なお本件について、興味深いエピソードがある。本件の賠償! 額

上が経過していた(もちろん、米国との交渉の機会は既に失われ ていた)。そのため本国への報告の中で陸奥は、「畢竟当初ノ御訓

も日本側は、当初から賠償金額の多寡を論じるつもりはなく、し 引用、ただし適宜読点を付した)と憤懣を洩らしている。もっと **合稍々簡単ニ過キ、本官ヲシテ我政府ノ深意ノアルトコロヲ知ル** 運ニ相成候」(『日本外交文書』第二一巻、文書一九八附記一より シメ候ニ由リ、常ニ疼所ニ手ノ達セサル感ヲ抱キ居、遂ニ今日ノ ニ苦マシメ、始終本官ヨリ断然国務長官ニ公言スヘキ機会ナカラ たがって仮に、最初の訓令で本国の意向が正確に伝えられていた

(49) 『日本外交文書』第二四巻、文書一三九。 同右、および第二六巻、文書二〇二附記参照。

としても、結果はさほど変らなかったであろう。

(51) (50) 田保橋、前掲書、下巻、一九四〇年(一九六四年覆刻)、 五三

六頁。田中、前掲「日鮮関係の一断面」、六九-七〇頁。

(52) の本文は同巻、二七-五一頁。なお防穀の制度については『日本 旧規則の本文は『旧条約彙纂』第三巻、一五-二〇頁、新規則

外交文書』第二五巻、文書一五五附属書も参照。

件」の項によれば、事件は一八八四(明治一七)年から一九〇一 詳かでない。なお関連する報告が『日本外交文書』に収録される の発令そのものの回数なのか、発令が紛争に発展した数なのかは (明治三四) 年までに二七件発生したとされるが、これが防穀令 『日本外交史辞典』新版、山川出版社、一九九二年、「防穀令事

- のは、一八八八(明治二一)年(第二一巻、文書九八-一〇五)
- (54) 以降のことである。 事件の詳細は田保橋、前掲書、下巻、五三-一三四頁、

鹿島、

レファレンス

- 巻、文書一五五附属書。両国の交渉に関する外交記録は第二二巻、 前掲書、第三巻、一〇五-三六頁、また『日本外交文書』第二五
- 書一二五-五七、第二六巻、一三九-二〇二。 文書一六七-七六、第二三巻、文書八六-一〇五、第二五巻、文

(55)

『日本外交文書』第二六巻、文書一七八。また当時の外務次官

ら朝鮮寄りの立場をとり、これを支援していたという(鹿島、前 林董の回顧録も参照(林董「回顧録」『後は昔の記他』東洋文庫、 一九七〇年、七〇-二頁)。なお袁世凱は、本件に関して当初か

(56) 掲書、第三巻、一二四-五頁)。 『日本外交文書』第二六巻、文書一八一-二。なお黄海道二重

課税事件とは、一八八九(明治二二)年に防穀令事件と関連して

発生した、地方官による不当課税事件である(第二二巻、文書一 分については、第二六巻、文書二〇二附記一別紙を参照。なおこ 六八-九参照)。またこれら四件に対して支払われた二万円の配 を要請していたことが同巻、文書一三六-八から窺われる。 の当時、日鮮間には懸案が山積しており、日本側がその早期解決

(いとう しんや・外交防衛課)